

○飯塚市契約規則（抜粋）

平成18年3月26日

飯塚市規則第61号

（契約保証金）

第52条 市長は、契約者をして契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額の契約保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 契約者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約金額が300万円未満のとき。

(4) 契約者が第5条又は第35条の規定に基づく適正な参加資格を有する者で、過去2年の間に市若しくは他の地方公共団体又は国（公社、公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであって、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(6) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(8) 国、地方公共団体その他の公法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人と契約を締結するとき。

(9) 前条の規定による契約保証人を立てたものについて市長が認めたとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に契約保証金を納めさせる必要がないと認めるとき。

3 契約内容の変更により契約金額の3割以上の増減が生じたときは、これに相当する契約保証金を追加して納付させ、又は契約者の請求によりこれに相当する金額を還付することができる。